

# 学生宿舎寄宿料増額の撤回を求める交渉申入書

2026年3月2日

国立大学法人筑波大学  
学長 永田 恭介 殿

## 【通知人】

住所：つくば市●●●●●●●●●●  
筑波大学学生宿舎●●●●棟●●●●号室  
氏名：筑波大学学生宿舎寄宿料増額の撤回を求める会  
代表者 ●● ●●

## 【通知人代理人】

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号  
高田馬場トーシンビル4階 暁法律事務所  
電話 03-6427-5902  
ファックス 03-6427-5903  
弁護士 指宿 昭一

貴学が2025年12月10日付で告示した学生宿舎寄宿料の増額（以下「本件増額」といいます。）に関し、学生宿舎入居者を含む筑波大学学生の団体である通知人は、通知人代理人と共に、学生宿舎寄宿料増額の撤回等を求めて、貴学に対して交渉を申し入れます。

通知人は、本件増額の当事者である学生宿舎入居者と、本件増額の利害関係人である筑波大学学生によって構成される団体なのですから、貴学はこの交渉に応ずべき社会的責任があります。万が一、貴学が、この交渉申入れを拒否した場合は、その無責任な姿勢について社会に訴え、また、法的措置に進むことを通告しておきます。

### 1 交渉の日時・場所

交渉は、2026年3月31日（火）までに、貴学内の会議室もしくは教室（30人以上が入れる部屋）で行うことを求めます。

交渉日時の希望日は以下の通りです。

2026年3月24日（火）18時

3月31日（火）18時

## 2 交渉参加者

### (1) 貴学参加者

下記の貴学学長、全理事、学生担当副学長の出席を求めます。

永田恭介学長、加藤光保理事、竹中佳彦理事、遠藤靖典理事、氷見谷直紀理事、歳森敦理事、加藤和彦理事、西尾チヅル理事、平松祐司理事、浅島誠理事、伊藤久美理事、千葉親文副学長（学生担当）

### (2) 通知人参加者（一部、オンライン参加を含む）

通知人の構成員数名、通知人代理人弁護士2名、参加を希望する筑波大学学生数名

## 3 交渉議題（通知人の要求項目）

### (1) 本件増額の撤回もしくは実施の延期

この要求には、借地借家法32条1項に基づく借賃減額請求を含む

### (2) 貴学の主張する増額理由（計算根拠を含む）の説明（説明文書交付を含む）

### (3) 貴学の主張する増額の法的根拠の説明（説明文書交付を含む）

### (4) 学生宿舍寄宿料改訂についての決定手続きの策定

- ・学生宿舍入居者の代表及び全学学群・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、全代会）との協議及び同意なくして改訂を行わないことの確認
- ・学生宿舍入居者の同意がない場合は、寄宿料増額を行わないこと

### (5) 通知人の構成員が本申入れを行ったこと、交渉において発言したこと、学生宿舍寄宿料増額の撤回を求める活動をしたこと等を理由とする成績評価、推薦、入居継続等の学業および生活上の不利益を一切与えないこと の確約

本要求の根拠については、別紙「学生宿舍寄宿料増額の撤回を求める要求書」参照。

## 4. 回答期限と方法

2026年3月9日（月）正午までに到着するように、書面にて回答を求める。通知人代理人宛てに、ファックスもしくは郵送で送付していただきたい。

以上